

卒業された奨学生の皆さんへ

返還の手続きについて（お知らせ）

独立行政法人日本学生支援機構

返還の手続にあたっては、特に、以下のことにご留意願います。

◎ 住所等が変わったら…

「転居・改氏名・勤務先（変更）届」を必ず日本学生支援機構に提出してください。

注意！！

- ・届出がない場合、日本学生支援機構からの重要な通知が届かなくなります。それが元で延滞状態となり、結果、**個人情報機関**にあなたの個人情報が登録されることとなります。
- ・**個人情報機関**に登録されると…クレジットカードの使用や、ローン等の利用が制限される場合があります。

◎ 返還が困難になったら…

すみやかに本機構に連絡してください。

願い出により奨学金の返還期限を猶予することがあります。

（事例）

災害、傷病、失業、経済困難等

◇ 詳細は、

本機構ホームページ <http://www.jasso.go.jp/>、
返還説明会時にお渡ししている「返還のてびき」をご覧ください。

お問合せ先：電話0570-03-7240（ナビダイヤル）

「奨学事業部 奨学金返還相談センター」